フィリピン糖業の構造的特質(Ⅱ)

―― アメリカ植民地時代末期の生産形態 ――

永野善子（ながのよしこ）

はじめに
Ⅰ　割当制度の施行形態
Ⅱ　製糖工場の支配形態と分糖法の意義
（以上，第21巻9号）
Ⅲ　アシエンダの所有＝経営形態
――ルソン島とネグロス島の比較――
むすびにかえて
（以上，本号）

Ⅲ　アシエンダの所有＝経営形態
――ルソン島とネグロス島の比較――

フィリピン糖業の特徴の一つとして，製糖工場と別個の経営主体をなす甘蔗農場の広範な存在を指摘することができる。甘蔗農場のこうした存在形態は，1930年代後半に分糖率改正問題を現出させることになったが，それは，甘蔗農場の所有＝経営にみられる特質が，不況期に製糖工場との関係において現われたものである。本節では以上の視点から，甘蔗栽培部門の基本的特徴を明らかにするために，まず主要砂糖生産諸州の甘蔗農場分布を概観し，それをふまえてアシエンダの所有＝経営形態をルソン島とネグロス島の事例をもって考察する。

1．主要砂糖生産州別甘蔗農場分布

1930年代後半の甘蔗農場分布の考察のために利用し得る統計は，1939年センサスと1934/35作物年度甘蔗農場調査である。前者は州別甘蔗農場分布の一般的傾向を示すのに対し，後者はルソン島とネグロス島の所有規模と経営形態の相違を考察するために有益な資料を提供している。この二資料の分析結果を総合すると，1930年代後半のアシエンダの所有＝経営形態の重層的構造に対し，ある程度照明をあてることができる。まず，1939年センサスの吟味から始める。

(1)　1939年センサス

1939年センサスは，耕地面積 (cultivated land) の50%を甘蔗作付面積 (area planted) に充て，1人の「農場経営者」（前出）が直接生産を行なうか，もしくは，「経営」する「農場」(farm, 小面積に分割された大規模農場の貸付地あるいは小作地をも含む）を「甘蔗農場」(sugar farm) と規定し(注1)，全国甘蔗農場総数並びに甘蔗作付面積を集計する。すなわち，センサスは「農場経営者」の農場保有形態を基準とした調査であり，前述の1937年割当量別甘蔗農場分布と後述の1934/35作物年度調査の甘蔗農場規定とは異なる点に留意しなければならない。ここでは主要砂糖生産州であるルソン島4州（パンパンガ，タルラク，バタンガス，ラグナ）と西ネグロス州(注2)の甘蔗農場分布について考察する。

まず農場規模別分布からみると（第9表），ルソン島のパンパンガ州とラグナ州では農場規模5ヘクタール未満（平均甘蔗作付面積1.7～1.8ヘクタール）の農場数がそれぞれ総数の61～63%，タルラク，バタンガス両州（平均甘蔗作付面積0.7～1.2ヘクタール）ではそれぞれ総数の80～88%を占めた。しかし農場規模20ヘクタール以上（平均甘蔗作付面積約

第9表　主要砂糖生産州の農場規模別甘蔗農場分布（1938年）

（単位：農場規模[1]，作付面積[2]――ヘクタール，カッコ内%）

州名	農場規模	0～4.99	5.00～19.99	20.00以上	合計
パンパンガ	総数	5,182 (61.0)	3,139 (36.9)	176 (2.1)	8,497 (100.0)
	作付面積	9,138 (32.4)	9,741 (34.5)	9,378 (33.2)	28,256 (100.0)
タルラク	総数	8,410 (80.0)	2,024 (19.2)	74 (0.7)	10,508 (100.0)
	作付面積	6,025 (32.9)	4,458 (24.3)	7,812 (42.7)	18,295 (100.0)
バタンガス	総数	5,669 (87.9)	1,063 (15.7)	24 (0.4)	6,756 (100.0)
	作付面積	6,997 (68.5)	2,312 (22.6)	919 (9.0)	10,227 (100.0)
ラグナ	総数	1,357 (63.4)	740 (34.6)	43 (2.0)	2,140 (100.0)
	作付面積	2,302 (33.5)	3,270 (47.6)	1,302 (18.9)	6,873 (100.0)
西ネグロス	総数	1,360 (37.0)	902 (24.5)	1,414 (38.5)	3,676 (100.0)
	作付面積	1,903 (2.0)	5,954 (6.1)	89,423 (91.9)	97,281 (100.0)
フィリピン	総数	148,190 (81.2)	30,073 (16.5)	4,342 (2.4)	182,605 (100.0)
	作付面積	55,931 (24.3)	38,221 (16.6)	135,546 (59.0)	229,698 (100.0)

（出所） *Census of the Philippines, 1939*, Manila, Bureau of Printing, 1940, Vol. 2, pp. 1267-1271 より作成。

（注） 1) 農場総面積（甘蔗その他作物の作付面積＋未耕地＋宅地等）。

2) 甘蔗作付面積のみ，小数点以下四捨五入。

30～50ヘクタール，ただしタルラク州では100ヘクタール以上）の農場数の総数に占める比率は，各州とも２%以下であった。これに対し西ネグロス州では，農場規模５ヘクタール未満（平均甘蔗作付面積1.4ヘクタール）の農場数は総数の37%足らずであったが，20ヘクタール以上（平均甘蔗作付面積63ヘクタール）の農場数は総数の39%に達していたのである。したがって農場数の総数に占める割合から判断すると，ルソン島４州では農場規模５ヘクタール以下の農場が大半を占め，西ネグロス州では20ヘクタール以上の農場が多かったといえる。

ところで，このようなルソン島４州と西ネグロス州の農場規模別農場分布の差異は，保有形態別農場分布パターンにどのように反映していたのであろうか。

第10表によると，ルソン島パンパンガ，バタン

第10表　主要砂糖生産州の保有形態別甘蔗農場分布（1938年）

（単位：作付面積――ヘクタール[1]，カッコ内%）

州名		自作農もしくは自営農	自小作農もしくは自営兼借地農	刈分小作農[2]	農場管理人	その他[3]	合計
パンパンガ	総数	394(4.6)	1,367(16.1)	6,653(78.3)	4(0.0)	79(0.9)	8,497(100.0)
	作付面積	8,790(31.1)	2,843(10.1)	15,439(54.6)	746(2.6)	440(1.6)	28,256(100.0)
タルラク	総数	2,446(23.3)	2,776(26.4)	5,145(49.0)	25(0.2)	116(1.2)	10,508(100.0)
	作付面積	2,998(16.4)	2,135(11.7)	7,220(39.5)	5,774(31.6)	169(1.0)	18,295(100.0)
バタンガス	総数	621(9.2)	1,427(21.1)	4,577(67.7)	2(0.0)	129(1.9)	6,756(100.0)
	作付面積	1,656(16.2)	1,803(17.6)	6,536(63.9)	15(0.1)	218(2.1)	10,227(100.0)
ラグナ	総数	300(14.0)	447(20.9)	1,324(61.9)	3(0.1)	66(0.6)	2,140(100.0)
	作付面積	386(5.6)	1,318(19.2)	4,523(65.8)	549(8.0)	98(1.5)	6,873(100.0)
西ネグロス	総数	1,294(35.2)	179(4.9)	1,380(37.5)	6,624(17.0)	199(5.4)	3,676(100.0)
	作付面積	29,254(30.1)	2,002(2.1)	12,715(13.1)	47,818(49.2)	5,491(5.7)	97,281(100.0)
フィリピン	総数	85,921(47.1)	40,513(22.2)	52,694(28.9)	805(0.4)	2,672(1.5)	182,605(100.0)
	作付面積	74,256(32.3)	20,367(8.9)	62,132(27.0)	64,698(28.2)	8,245(3.6)	229,698(100.0)

（出所） *Census of the Philippines, 1939*, Manila, Bureau of Printing, 1940, Vol. 2, pp. 1272-1277 より作成。

（注） 1) 小数点以下四捨五入。

2) 西ネグロス州の場合，１農場当りの経営面積が9.2ヘクタールに達することから，地代を収穫物で納める，刈分借地農が多いと考えられる。

3) 金納小作農，刈分兼金納小作農を含む。ただし，西ネグロス州の場合，１農場当りの経営面積が27.6ヘクタールに達することから，定額借地農，定額兼刈分借地農が多いと考えられる。

ガス，ラグナ州3州では，それぞれ刈分小作農（カサマ＝kasama）(注3)数が総数の60～80%，彼らが直接生産を行なう農場の作付面積合計が総面積の50～70%を占めた。また農場管理人を配置する農場の作付面積合計が総面積の32%に及ぶタルラク州でも，刈分小作農数は総数の49%，彼らが甘蔗を栽培する農場の作付面積合計は総面積の40%に達している。これに対し西ネグロス州では，刈分小作農数が総数の38%を占めるものの，彼らが直接生産を担当する農場の作付面積合計の総面積に占める比率は13%にとどまった。ところが同州の農場管理人を配置する農場数は総数の17%，その作付面積合計は総面積の49%を占めたのである。

以上の考察から次の2点が指摘される。(1)ルソン島4州では，農場規模5ヘクタール未満（平均甘蔗作付面積2ヘクタール以下）の農場数と刈分小作農数が，それぞれ総数の約6～8割を占めた。規模の小さい農場と刈分小作農が同時に多数存在したことは，複数の刈分小作農が1人の地主のもとで直接生産に従事するケースが支配的であったことを推測させる。(2)これに対して西ネグロス州では，農場規模20ヘクタール以上の農場と農場管理人を配置する農場の存在が顕著であった。とくに1農場当り平均甘蔗作付面積が60ヘクタールを超える，農場管理人が配置される農場では，賃労働者を雇用する経営形態が基調とされていたことがうかがわれる。しかしながら，上記2点は1939年センサスの農場調査からの推測であり，これだけでは，ルソン島4州と西ネグロス州の甘蔗農場の所有規模と経営形態の比較を行なうことはできない。そこで両者の比較のための次の手続きとして，1934/35作物年度の島別甘蔗農場調査を吟味する。

(2) 1934/35作物年度甘蔗農場調査

第11表は，割当制度施行の目的で，1934～35年に実施された甘蔗農場調査（前述）の一部である。同調査は，製糖工場の栽培者名簿に記載された甘蔗栽培者，つまり，製糖契約者，非製糖契約者の別なく，製糖工場に直接甘蔗を供給する甘蔗栽培者を対象としたものであり(注4)，彼らと小作契約もしくは又小作契約を結んで甘蔗栽培に従事する直接生産者は，調査の対象から除外されているのである。

この点に留意して第11表をみると，1934/35作物年度調査による全国甘蔗農場総数は約2万1500，借地農場数は約8700であった。借地農場のうち複数の定額借地農（インキリーノ＝inquilino）に貸与され(注5)，彼らの氏名がそれぞれ製糖工場の栽培者名簿に記載されている場合があったので，同表の

第11表　甘蔗農場の借地経営状況（1934/35作物年度）　（カッコ内%）

地域	農場総数	借地農場数	経営単位数	農場総数に占める借地農場数の比率	1借地農場当りの経営単位数 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10以上*
全国	21,494 (100.0)	8,732 (100.0)	24,064 (100.0)	(40.6)	7,458 (85.5)	885 (10.1)	214 (2.5)	80 (0.9)	37 (0.4)	22 (0.3)	4 (0.0)	11 (0.1)	4 (0.0)	17 (0.2)
ルソン島	12,884 (59.9)	3,294 (37.7)	14,200 (59.0)	(25.6)	2,788 (84.7)	359 (10.9)	76 (2.3)	32 (1.0)	10 (0.3)	11 (0.3)	2 (0.1)	4 (0.1)	1 (0.0)	11 (0.3)
ネグロス島	4,552 (21.2)	3,322 (38.0)	5,553 (23.1)	(73.0)	2,730 (82.2)	390 (11.7)	114 (3.4)	24 (1.3)	23 (0.7)	8 (0.2)	2 (0.1)	0 (0.2)	2 (0.1)	5 (0.1)

（出所） Bissinger, G. H., "Philippine Sugar Central III: Sugar Cane Farm Operators in the Philippines," *Sugar News*, Vol. 17, No. 12 (Dec. 1936), pp. 510-511 より作成。

（注） * 経営単位数合計は，全国648，ルソン島575，ネグロス島60である。

「経営単位」(farming entity) 総数は約2万4100となっている。全国平均では，借地農場数は農場総数の41％を占めており，このうちの86％は，一つの農場がそれぞれ一つの経営単位として貸与されたものである。二つの経営単位に分割された借地農場数は総数の10％，三つ以上の経営単位に分割された借地農場数は総数の5％以下であった。

同表のルソン島とネグロス島の1借地農場当りの経営単位数分布と農場数全体に占める借地農場数の比率を比較すると，以下の差異が認められる。

(1) 1借地農場当りの経営単位数分布は，両島ともほぼ全国平均に一致している。ところがルソン島では，10以上の経営単位に分割された11の借地農場における経営単位数合計は，575とされており，1農場当りの経営単位数は52に達している。他方，ネグロス島の場合，10以上の経営単位に分割されたのは，わずか五つの借地農場であり，それに対応する経営単位数60を借地農場数で除すと，1農場当りの経営単位数は12となる。したがって，両島の間で1経営単位の規模に大きな差異がないと想定すれば，いくつかの経営単位に分割して複数の定額借地農に貸与される農場の平均経営規模は，ルソン島の場合の方が，ネグロス島よりもはるかに大きいと考えられる。なおこの場合，定額借地農は製糖工場に直接甘蔗を供給する甘蔗栽培者であったことから，彼らは恐らくアシエンダと刈分小作農間の介在者として後者に直接生産を行なわせるか，もしくは借入地の経営者として農場経営に従事する者であったと推測される。

(2) ルソン島の農場数全体に占める借地農場数の比率は26％にすぎなかったが，ネグロス島のそれは73％にも達し，その差が顕著である。この格差が生じた理由の一つは，ルソン島では少数のアシエンダが多数の小作地に分割されていたためであろう。というのは，そこで直接生産を行なう刈分小作農のほとんどが，分糖法に基づいて製糖工場から直接砂糖を取得する権利をもたず，もっぱら地主や定額借地農との小作契約を基軸として生産に従事していた。したがって，彼らの小作地は同表の甘蔗農場として示されていないと考えられるからである。

この推測は，以下の数値によって傍証される。すなわち，ルソン島の場合，1934/35作物年度調査の甘蔗農場数が約1万2900であるのに対し，前述の1939年センサスでは，同島主要砂糖生産州4州（パンパンガ，タルラク，バタンガス，ラグナ）のみで甘蔗農場数は約2万7900に達した。ところがネグロス島の場合，1934/35作物年度調査の甘蔗農場数は約4600であるが，1939年センサスではその数は約6300とされており，両調査の農場数の差は，ルソン島に比べてきわめて小さかったのである。

以上の1939年センサスと1934/35作物年度調査に示された，ルソン島とネグロス島の農場分布パターンの差異と，第I節の割当量別甘蔗農場分布の考察をふまえて，1930年代後半の主要砂糖生産州におけるアシエンダの所有規模と経営形態の典型例の素描を試みると，(1)ルソン島では，甘蔗作付面積が数百ヘクタールを超えるアシエンダで地主・小作経営が行なわれた（ただし後述のように，ルソン島のアシエンダ経営は多くの場合多角的であり，甘蔗作付面積が直ちに所有＝経営規模を意味するものではない）。その際に定額借地農が地主と刈分小作農との間に介在するケースがあり，一般にアシエンダ内に重層的な階層構造が存在したこと，(2)ネグロス島では，所有＝経営規模100～200ヘクタールのアシエンダで賃労働雇用に基づく経営が行なわれたが，借地経営が多数みられたこと，となる。このようにアシエンダには，ルソン島とネグロス

島で所有＝経営規模において質的な差異が存在したのである。次二項では，二つの典型的なアシエンダの社会＝経済構造を把握するための第一歩として，ルソン島の4教団所領とネグロス島マアナプラ製糖地区のアシエンダを紹介する。

2．地主・小作経営——ルソン島教団所領の事例

ここでは，1935〜36年にフィリピン労働省が全国19州を対象に行なった農村実態調査(注6)に基づいて，ルソン島の4教団所領 (private estate of religious corporation——一般に friar land と呼ばれる)の所有＝経営形態を考察する。ルソン島には個人が所有＝経営するアシエンダもあったが(注7)，ここで教団所領を扱う理由は，教団所領がフィリピン社会・経済の構造矛盾の代表例を示すとされてきたことによる(注8)。以下，4教団所領のデータの検討に基づいて，ルソン島の甘蔗栽培が行なわれるアシエンダ——甘蔗栽培のみが主たる生産活動とされてきたわけではない——の重層的社会経済構造の基本的特徴を析出したい。

労働省による調査の対象となった，マニラ近隣諸州の4教団所領は，バタンガス州のリアン農園 (Lian Estate)，バタアン州のディナルピハン農園 (Dinalupihan Estate)，ラグナ州のサン・ペドロ・トゥナサン農園 (San Pedro Tunasan Estate)，ブラカン州のブエナビスタ農園 (Buenavista Estate) である。リアン農園とサン・ペドロ・トゥナサン農園はサン・ホセ神学校 (Colegio de San Jose) の所有であり，ディナルピハン農園はモンテ・デ・ピエダット貯蓄銀行 (Monte de Piedad and Savings Bank) の所有，さらにブエナビスタ農園は，サン・ファン・デ・ディオス病院 (San Juan de Dios Hospital) が所有者であった(注9)。いずれも，スペイン植民地時代に土地所有権を事実上取得し，リアン農園を除く3農園はアメリカ植民地時代初期に，各州の第一審裁判所をとおして近代的土地所有権を確定したものである（リアン農園の近代的土地所有権の取得は1932年になってからであった)(注10)。

4農園の土地所有面積をみると（第12表)，リアン農園の総面積は約7800ヘクタールで，そのうちの約3200ヘクタール（41％）が甘蔗畑であり（同農園の年間砂糖割当量は18万ピクル)(注11)，ディナルピハン農園の総面積は約4100ヘクタールで，そのうち甘蔗畑は約2300ヘクタール(56％)であった。これに対して，総面積約2300ヘクタールのサン・ペドロ・トゥナサン農園の甘蔗畑は約400ヘクター

第12表　4教団所領の土地利用状況（1936年）

（単位：ヘクタール，カッコ内％）

農園名	Lian	Dinalupihan	San Pedro Tunasan	Buenavista
森林	3,407 (43.7)	533 (12.9)	— (—)	4,775 (17.4)
牧草地	500 (6.4)	— (—)	904 (39.5)	5,876 (21.4)
甘蔗畑	3,177 (40.7)	2,312 (56.0)	398 (17.4)	— (—)
米田	637 (8.2)	890 (21.6)	664 (29.0)	15,407 (56.2)
野菜畑・果樹園	— (—)	24 (0.6)	183 (8.0)	903 (3.3)
宅地	39 (0.5)	59 (1.4)	107 (4.7)	122 (0.4)
道路・川	39 (0.5)	101 (2.4)	29 (1.3)	325 (1.2)
その他	— (—)	206 (5.0)	— (—)	— (—)
総面積	7,799 (100.0)	4,125 (100.0)	2,287 (100.0)	27,408 (100.0)

（出所） Dept. of Labor, "Report of the Fact Finding Survey of Rural Problems in the Philippines Submitted to the Secretary of Labor and to the President of the Philippines," Manila, 1937 (unpublished), pp. 16-22 より作成。

第13表　インキリーノの借地・小作契約状況（1936年）

農園名	サンプル数（実数）	1世帯当りの耕作面積*（ヘクタール）	1ヘクタール当りの地代（ペソ）	契約形態(%)		農園内の平均耕作年数（実数）
				口頭	書面	
Lian	341	6.68	8.54	13.0	87.0	17.1
Dinalupihan	385	4.44	16.15	94.7	5.3	10.0
San Pedro Tunasan	461	1.35	40.71	95.1	4.9	20.0
Buenavista	1,439	3.74	10.17	6.6	93.4	18.7
平均（合計）	2,626	3.83	18.89	52.3	47.7	10.7

（出所）Dept. of Labor, "Report of the Fact Finding Survey of Rural Problems in the Philippines Submitted to the Secretary of Labor and to the President of the Philippines," Manila, 1937 (unpublished), 付表より作成。

（注）＊調査年に実際に生産活動が行なわれた借地もしくは小作地をもつインキリーノ（4農園合計2611人―Lian 農園341人，Dinalupihan 農園380人，San Pedro Tunasan 農園460人，Buenavista 農園1430人―）のみを対象。

ルにすぎず，総面積約2万7400ヘクタールのブエナビスタ農園では，甘蔗栽培は全く行なわれていなかった。リアン農園とディナルピハン農園では，甘蔗栽培が主要な生産活動であったのに対し，サン・ペドロ・トゥナサン農園とブエナビスタ農園では米作中心だったのである。こうした4農園の生産活動の差異に着目しながら，以下では直接生産者の存在形態について，インキリーノ（定額借地農――後述のように直接生産者ではない――もしくは金納小作農），刈分小作農(注12)，賃労働者(注13)の順に論じていく(注14)。

(1) インキリーノ

第13表に示されるように，インキリーノ1世帯当りの耕作面積は4農園平均で3.8ヘクタールであり，リアン農園が最大で6.7ヘクタール，サン・ペドロ・トゥナサン農園が最低で1.4ヘクタールであった。1ヘクタール当りの地代は，4農園平均で19ペソであったが，リアン農園では8.5ペソであるのに対し，サン・ペドロ・トゥナサン農園では41ペソに達していた。このように甘蔗栽培を中心とする農園は，米作中心の農園よりもインキリーノ1世帯当りの耕作面積が大きく，1ヘクタール当りの地代は低額であった。借地もしくは

第14表　インキリーノの収入状況（1936年）[1)]

（単位：ペソ）

農園名	1世帯当りの年収入	1ヘクタール当りの年収穫額	
		米作	甘蔗栽培
Lian	585.4	38.20	128.24
Dinalupihan	556.5	77.84	165.16
San Pedro Tunasan	103.6	45.50	116.85
Buenavista	248.6	66.73	—
平均	308.8	62.72	138.95

（出所）第13表に同じ。

（注）サンプル数は第13表（注）に同じ。

小作契約形態には，口頭，書面の二種類があり，リアン農園，ブエナビスタ農園では書面契約が，ディナルピハン農園，サン・ペドロ・トゥナサン農園では口頭契約が支配的であった。またインキリーノの農園内の平均耕作年数は，4農園平均で10.7年であるが，甘蔗栽培を中心とする2農園よりも，米作中心の2農園の方が平均耕作年数が長かった。

さらにインキリーノ1世帯当りの年収入をみると（第14表），甘蔗栽培中心の2農園と米作中心の2農園の差は一段と顕著となる。リアン農園とディナルピハン農園のインキリーノ1世帯当りの年収入は，550～600ペソに達していたのに対し，ブエナビスタ農園では約250ペソ，サン・ペドロ・

第15表　インキリーノ*と刈分小作農との契約状況（1936年）

農　園　名	所有地をもつインキリーノの比率（%）	所有地をもつインキリーノ1世帯当りの所有面積（ヘクタール）	刈分小作農との契約(%)		刈分小作農と契約するインキリーノ世帯当りの刈分小作数（実数）
			契約率	口　頭	
Lian	5.8	15.38	26.6	96.5	2.6
Dinalupihan	9.6	10.82	17.1	100.0	2.6
San Pedro Tunasan	2.6	18.97	7.6	96.8	2.0
Buenavista	3.9	18.21	26.2	92.8	2.0
平　均	5.5	15.84	19.1	96.5	2.3

（出所）第13表に同じ。
（注）* サンプル数は第13表に同じ。

トゥナサン農園ではわずかに100ペソあまりだったからである。ちなみに，1ヘクタール当りの年収穫額は，4農園平均で米作が63ペソ，甘蔗栽培が139ペソであり，とくにディナルピハン農園では，米作・甘蔗栽培ともに1ヘクタール当りの年収穫額が多かった。

最後にインキリーノと刈分小作農との関係をみると（第15表），4農園平均では，インキリーノのうち総数の19%が刈分小作農と契約を結び（ほとんどが口頭契約）(注15)，刈分小作農と契約するインキリーノ1世帯当りの刈分小作農数は2.3人であった。同表にみられるように，所有地をもつインキリーノの比率は4農園平均で6%にすぎなかったから，所有地をもたないインキリーノも刈分小作農と契約を結ぶ場合があったと考えられる。このように，インキリーノには，自ら耕作に従事する金納小作農と，所有地と借入地をもっぱら刈分小作農に耕作させる，定額借地農とがあった。

所有地をもつインキリーノ数は4農園平均で総数の6%，また所有地をもつインキリーノ1世帯当りの所有面積は15.8ヘクタールに達しており，一部のインキリーノの生活水準がかなり高かったことが示唆されている。また所有地をもつインキリーノ1世帯当りの所有面積においては，米作中心の2農園が甘蔗栽培中心の2農園を凌駕していた。他方，所有地をもつインキリーノ数の総数に占める比率は，甘蔗栽培中心の2農園が6～10%，米作中心の2農園が3～4%であり，甘蔗栽培中心の2農園の比率の方が大きかったのである。

以上述べてきたことから，一般に，甘蔗栽培中心の2農園のインキリーノの方が，米作中心の2農園のインキリーノの場合より，農園のなかで相対的に高い地位を占め，生活水準も高かったとみて相違いないであろう。

(2)　刈分小作農

刈分小作農には，定額借地農と契約する者と農園と直接に小作契約を結ぶ者とがあり，調査報告書統計（第16～18表）ではこの2種類の刈分小作農が同一のものとして取り扱われている。第16表によると，刈分小作農1世帯当りの耕作面積が4農園平均で2.8ヘクタールであり，各農園の1世帯当りの耕作面積は4農園平均の近似値であった。その小作契約形態は，4農園平均で9割弱が口頭契約であり(注16)，米作中心の2農園の方が口頭契

第16表　刈分小作農の小作契約状況（1936年）

農　園　名	サンプル数	1世帯当りの耕作面積（ヘクタール）	口頭契約比率（%）	農園内の平均耕作年数（実数）
Lian	155	2.70	76.7	8.1
Dinalupihan	184	2.13	90.0	5.6
San Pedro Tunasan	26	2.50	92.3	10.6
Buenavista	740	2.33	93.3	6.0
平　均(合計)	1,105	2.81	88.1	7.6

（出所）第13表に同じ。

第17表　刈分小作農*の収入・貯蓄・負債状況（1936年）

農園名	1世帯当りの年収入		貯蓄率	貯蓄農家1世帯当りの貯蓄額	負債農家比率	負債農家1世帯当りの負債額(ペソ)	
	農業(ペソ)	その他(ペソ)	(%)	(ペソ)	(%)	現物	現金
Lian	215.1	26.1	43.0	47.5	55.8	18.8	67.3
Dinalupihan	206.2	34.5	8.7	44.5	56.9	7.8	38.8
San Pedro Tunasan	138.9	33.6	26.9	16.3	50.0	53.7	37.1
Buenavista	162.7	29.4	7.0	27.5	39.9	38.9	38.7
平均	180.7	30.9	21.4	34.0	50.7	29.8	45.5

（出所）第13表に同じ。
（注）＊サンプル数は第16表に同じ。

約の比率が高くなっている。また刈分小作農の農園内の平均耕作年数は4農園平均で7.6年であり，インキリーノの場合より短かく，1世帯当りの耕作面積，契約形態をも加味して判断すると，刈分小作農はインキリーノに比べて，農園での地位が低かったといえる。

次に1世帯当りの年収入をみると（第17表），農業収入において甘蔗栽培中心の2農園と米作中心の2農園との間に大きな格差がみられる。すなわち，リアン農園とディナルピハン農園の刈分小作農1世帯当りの年農業収入は，それぞれ200ペソを超えていたのに対し，サン・ペドロ・トゥナサン農園とブエナスタ農園ではそれぞれ140～160ペソ前後にすぎなかったのである。

貯蓄・負債についてみると，4農園間の貯蓄農家比率にはかなりの格差が認められる。しかし貯蓄農家1世帯当りの貯蓄額をみると，甘蔗栽培中心の2農園の方が米作中心の2農園より多額である。他方，負債農家比率は，甘蔗栽培中心の2農園の方が米作中心の2農園より高い。ところが現物形態の負債額は米作中心の2農園の方が多く，逆に現金では，甘蔗栽培中心の2農園の方が多くなっている。このことから，甘蔗栽培中心の2農園の方が米作中心の2農園よりも，商品経済が深く浸透していたと推測されよう。

最後に，第18表によって刈分小作農の所得別階

第18表　刈分小作農の所得別階層構成（1936年）
（単位：実数，カッコ内％）

所得額＼農園名	Lian	Dinalupihan	San Pedro Tunasan	Buenavista	合計
0～100ペソ	44 (28.4)	40 (21.7)	8 (30.8)	159 (21.5)	251 (22.7)
100～200	43 (27.7)	62 (33.7)	11 (42.3)	328 (44.3)	444 (40.2)
200～300	20 (12.9)	33 (17.9)	4 (15.4)	145 (19.6)	202 (18.3)
300～400	21 (13.5)	22 (12.0)	1 (3.8)	67 (9.1)	111 (10.0)
400～500	13 (8.4)	12 (6.5)	2 (7.7)	26 (3.5)	53 (4.8)
500以上	14 (9.0)	15 (8.2)	— (—)	15 (2.0)	44 (4.0)
合計	155 (100.0)	184 (100.0)	26 (100.0)	740 (100.0)	1,105 (100.0)

（出所）第13表に同じ。

層分布をみると，リアン農園とディナルピハン農園ではそれぞれ，年収入200ペソ以下の刈分小作農数は総数の55～56％であったのに対し，サン・ペドロ・トゥナサン農園とブエナビスタ農園ではそれぞれ66～73％を占めていた。ところが年収入400ペソ以上の刈分小作農数の総数に占める比率は，リアン農園とディナルピハン農園ではそれぞれ15～17％に達していたのに対し，サン・ペドロ・トゥナサン農園とブエナビスタ農園ではそれぞれ6～8％にすぎなかった。このように，甘蔗栽培を主要な生産活動とする2農園では，米作中心の2農園よりも刈分小作農の所得が相対的に多く，商品経済の浸透は，相対的に所得水準の高い刈分小作農を多く生み出したのである。

第19表　賃労働者の賃金・雇用形態と同世帯の家計費（1936年）

農園名	サンプル数（実数）	1週間当りの賃金（ペソ）			雇用形態（%）*		1日当りの労働時間	1世帯当りの月収入（ペソ）	1世帯当りの月支出（ペソ）
		最低	平均	最高	臨時雇	常雇			
Lian	29	1.00	3.02	5.00	72.4	82.4	9.0	12.1	20.9
Dinalupihan	136	1.00	3.92	8.90	100.0	7.1	10.4	17.1	17.4
San Pedro Tunasan	13	2.40	3.09	5.00	100.0	7.0	8.5	11.4	18.0
Buenavista	135	1.20	3.01	6.00	69.9	27.1	9.2	21.2	18.0
平均（合計）	313	1.40	3.26	6.22	84.6	31.0	9.3	15.5	18.6

（出所）第13表に同じ。
（注）* 臨時雇と常雇の合計が100%を超える場合があるのは，常雇の場合でも，別の職種において臨時雇として雇用される者がいたため。

(3) 賃労働者

賃労働者の存在形態において，甘蔗栽培中心の2農園と米作中心の2農園の差は，同調査にみる限り認められない。いずれの農園でも臨時雇の比重が大きく，常雇労働者といえども臨時雇として副業に就く場合が多くみられ（第19表），一般に労働者の雇用状態は不安定であった。

まず賃金をみると，労働者1人当りの週賃金は4農園平均では3.3ペソであり，1日当りの労働時間が比較的長いディナルピハン農園の他は，ほぼ同額である。職種については全く不明であるが，労働者1人当りの週賃金の最高が6.2ペソに達しているのに対し，最低は1.4ペソにすぎない。この賃金格差は主として，職種・労働日数の差異によって生じたものと思われる。

次に家計費についてみると（第19表），4農園平均では，1世帯当りの月収入16ペソに対し月支出は19ペソとなっており，赤字家計世帯数が総数の約6割に達している。1世帯当りの月収入を年収入に換算すると，賃労働者1世帯当りの年収入は186ペソとなり，前述の刈分小作農1世帯当りの年収入212ペソよりさらに少額である。このように賃労働者の多くは臨時雇であり，低所得者層を形成していたことから，彼らは農園内の過剰労働力部分を構成していたと推測される。

(4) 経営＝管理組織

いままで述べてきたように，4農園の直接生産者層は，インキリーノ，刈分小作農，賃労働者によって構成された（ただし，インキリーノのうち定額借地農は直接生産者ではない）。ところで労働省の調査報告には，リアン農園の管理層構成が示されており，それによると差配人1人，農場管理人1人，監督6人，測量技師1人，事務員2人，会計係1人であった(注17)。そこで上述の直接生産者層とリアン農園の管理層構成を合体させて，4農園の経営＝管理組織の典型を示すと第2図のようになる。

すなわち，経営＝管理組織の頂点に地主（教団）が位置し，その下に差配人以下，農場管理人と監督が従属した。そして管理層の下に，インキリーノ（定額借地農，金納小作農），刈分小作農，賃労働

第2図　ルソン島の4教団所領の経営＝管理組織

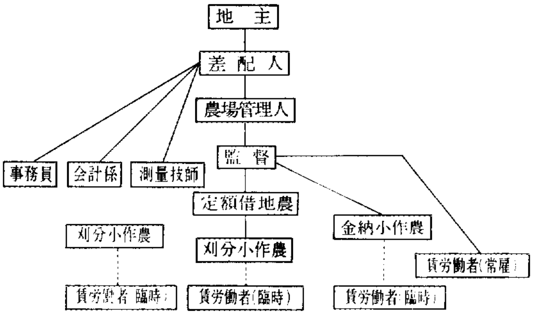

者（常雇，臨時雇）が存在した。インキリーノのうちの定額借地農は，農園と刈分小作農の中間介在者であり，直接耕作に従事しなかった。彼らの一部は所有地をもち，小地主たる地位に立脚したのである。直接生産者のなかで最も上位に位置したのは，インキリーノのうちの金納小作農であった。そして彼らより相対的に低位に刈分小作農が位置し，そして最下層に賃労働者が過剰労働力として滞留した。刈分小作農には定額借地農と契約を結ぶ者と農園と直接契約を結ぶ者とがあり，前者は後者よりも経済的に不安定な状態に置かれていたと推測される。

以上4教団所領を事例に，ルソン島のアシエンダの社会経済構造について考察した。この結果明らかになった点は，第1に，4教団所領の生産活動が多角的であること，第2に，甘蔗栽培が主要な生産活動であった二つの教団所領において，とりわけ商品経済の浸透が認められたこと，第3に，定額借地農が地主と刈分小作農との介在者として農園において特殊な地位を占め，小作農層内部に重層的階層構成が存在したこと，である。

もとよりここで取り上げた教団所領は，ルソン島のアシエンダのなかでも所有＝経営規模の大きいものの数例であり，ここで見出された諸特徴を直ちに，同島のアシエンダ一般に共通する事項として位置づけることはできない。しかし，第1の点に関して付言すれば，後述の西ネグロス州と異なり，マニラ近隣諸州では砂糖等の輸出作物生産と並んで米生産を主たる生産活動としており(注18)，大半のアシエンダでは必ずしも甘蔗栽培を専業としていたわけではない，と考えられる。この意味で，上記4教団所領は，ルソン島のアシエンダの生産活動をある程度代表するものといえよう。

第2の点について。ルソン島のアシエンダの経営形態を地主・小作経営と規定するならば，こうした経営形態が1930年代後半において維持されていた背景として，甘蔗栽培よりも農園内に商品経済のメカニズムを浸透させる力の弱い，米その他の作物の生産活動が存在した事実を挙げることはできないであろうか。ただしこの問題に解答を与えるためには，糖業もしくは甘蔗栽培の枠を超えた研究領域に立ち入らざるをえず，本稿の課題とするところではない。

最後に第3の点について。本稿の考察では明示できなかったが，ルソン島のアシエンダの貸付地や小作地における甘蔗栽培活動に対し，実質的な経営のイニシアティブをもっていたのは，定額借地農であったと推測される。したがってルソン島のアシエンダでは，地主が必ずしも実質的に農園経営に従事していたとはいえない。これに対しネグロス島のアシエンダでは，地主が経営権をも掌握していたのである。以下，この点に着目しながら，ネグロス島の賃労働雇用経営を考察する。

3．賃労働雇用経営――ネグロス島マナプラ製糖地区の事例

本節第1項で指摘したように，ネグロス島のアシエンダの典型例は100～200ヘクタールの所有＝経営規模をもち，賃労働雇用に基づく経営が行なわれる大土地所有＝農園であった。ここではその経営の実態を把握するために，西ネグロス州マナプラ製糖地区のデータを検討する。依拠する資料は，国家糖業審議会（前出）が1939年に提出した調査報告書付録に含まれた，マナプラ製糖地区の1936/37 年割当量別甘蔗農場分布と経営状況に関するものである(注19)。ここでは，まず同地区の甘蔗農場分布を概観し，同地区内におけるアシエンダの生産支配の事実を明らかにしたうえで，アシエンダの社会経済構造の特徴の把握を試みる。ま

第20表　マナプラ製糖地区の割当量別甘蔗農場分布（1935年・1936/37作物年度）（カッコ内%）

割当量（ピクル）	1935年甘蔗栽培者組合資料 農場数（実数）	割当量（ピクル）	1936/37作物年度製糖工場資料 農場数（実数）	割当量（ピクル）	1農場当りの収穫面積*（ヘクタール）	1ヘクタール当りの生産量（ピクル）
Ⅰ 1～100	37	1,517 (0.2)	4	334 (0.0)	1.3	35.2
Ⅱ 101～300	42	7,617 (0.8)	16	3,437 (0.4)	2.3	79.9
Ⅲ 301～500	17	6,823 (0.7)	10	6,261 (0.7)	6.4	64.2
Ⅳ 501～1,000	28	19,845 (2.1)	21	19,100 (2.0)	10.1	69.0
Ⅴ 1,001～3,000	49	87,555 (9.2)	34	67,609 (7.1)	22.6	82.1
Ⅵ 3,001～5,000	13	52,889 (5.6)	25	109,607 (11.5)	43.3	93.1
Ⅶ 5,001～10,000	35	259,887 (27.3)	34	251,916 (26.5)	76.1	92.4
Ⅷ 10,001 以上	25	519,142 (54.2)	27	491,360 (51.7)	120.6	110.1
合計(平均)	246	952,331 (100.0)	171	949,624 (100.0)	53.9	99.4

（出所） Office of the President, National Sugar Board,"Memorandum in the Sugar Industry to Dr. Manuel L. Roxas, Chairman, Committee No. 1, National Sugar Board," Manila, 1939 (unpublished), p. 214.
（注） * 割当量別農場収穫総面積を農場数で除した数値。

ず，規模別甘蔗農場分布の考察から始める。

第20表は，同地区の甘蔗栽培者組合と製糖工場による，二つの調査に基づく甘蔗農場分布を示したものである。ただし，調査年度と調査方法の違いにより，両資料の農場数に大きな差異がみられる。栽培者組合によれば同地区の農場数は 246 であったが，工場資料では 171 とされている。とくに割当量 500 ピクル以下の農場数が栽培者組合資料では 96 であるのに対し，工場資料では 30 にすぎなかった。両資料の小規模農場数の顕著な差異は，次の二要因によって生じたものと思われる。(1)栽培者組合の調査方法が属地主義であるのに対し，工場の場合，属人主義であったと考えられること[注20]。(2)糖価下落により生産を停止する小規模農場が年々増加し，同農場の割当が，規模の大きい農場に移譲（売却）されたこと，たとえば，1934年の工場資料によると，割当量 1 ～100 ピクルの農場数は11であったが，同表では 4 となっていること[注21]。しかし，いずれの資料でも，割当量500ピクル以下の農場の割当量合計は，同地区の割当総量の 1 ～ 2 %を占めるにすぎず，生産量の視点からはほとんど無視し得る存在であった。同地区の甘蔗栽培部門の主軸は割当量 1 万ピクル以上の25農場であり，同規模農場の割合量合計は，同地区の割当総量の約50%を占めたのである。

次に割当量 1 万ピクル以上の農場の経営コストを他の経営規模の農場の場合と比較してみよう。第21表に示された 9 農場では，割当量 1 万5000ピクルの 1 農場を除いて，すべて 1 ヘクタール当りの砂糖生産量[注22]は 99 ピクルとされており，単位面積当りの砂糖生産量の経営規模別差異（第20表をみよ）は考慮されていない。したがって同表から，農場の生産性と経営コストの相関関係を経営規模別に把握することはできないが，経営規模の変化に伴う経営コストの推移の傾向を，ある程度読みとることはできる（以下，割当量別農場分類は，農場Ⅰ，農場Ⅱ……で示す)。

第21表からまず明らかなことは，農場Ⅰ～Ⅳでは管理費がゼロなのに対し，農場Ⅴ～Ⅷでは，ほぼ経営規模の拡大に伴って増加していることである。これは，経営規模10ヘクタール以下の農場では，農場所有者もしくは彼の妻が農場の管理にあたり，わずかの人数の賃労働者を常時あるいは季節的に雇用する自営タイプの経営が行なわれてい

第21表　マナプラ製糖地区の割当量別甘蔗農場の経営状況（1936/37作物年度）

農場分類	割当量（ピクル）	1ヘクタール当りの生産量（ピクル）	収穫面積（ヘクタール）	直接生産費[1]（ペソ）	管理費（ペソ）	固定資産額（ペソ）	純経営費[2]（ペソ）	1ピクル当りの生産費（ペソ）	1ヘクタール当りの生産費（ペソ）
I	100	99	1.0	113	—	—	120	1.21	119.0
II	300	99	3.0	330	—	283	406	1.35	134.0
III	500	99	5.1	549	—	424	670	1.34	133.0
IV	1,000	99	10.1	1,095	—	656	1,288	1.29	128.0
V	3,000	99	30.3	3,778	480	2,388	4,460	1.49	147.0
VI	5,000	99	50.1	6,591	1,080	4,294	7,806	1.56	155.0
VII	10,000	99	101.0	14,216	3,240	8,790	16,726	1.67	166.0
VIIIa	15,000	99	151.0	17,765	3,240	12,208	21,195	1.41	140.0
VIIIb	15,000	130	115.0	18,889	3,720	19,478	23,696	1.58	206.0

（出所） Offiec of the President, National Sugar Board, "Memorandum in the Sugar Industry to Dr. Manuel L. Roxas, Chairman, Committee No. 1, National Sugar Board," Manila, 1939 (unpublished), p. 217.

（注） 1) 「直接生産費」は原語 direct cost の訳。直接生産者の賃金と肥料費から成る。

2) 固定資産の減価償却費と地代・利子等を含む。

たのに対し(注23)，経営規模30ヘクタール以上の場合には，農場管理人が配置され，賃労働雇用を基調とする経営が一般的であったことを示している。

この点を念頭に置いて，規模別に経営コスト内訳をみると，次のことを指摘することができる。「直接生産費」(direct cost—直接生産者の賃金と肥料費）は，農場Ｉ～VIIIaにおいてほぼ収穫面積に比例して増加し，固定資産額・純経営費も同様に，農場Ｉ～IVとIV～VIIIaにおいて収穫面積にほぼ比例して増加した。ところが農場IVと農場Ｖの固定資産額・純経営費の増加倍率は，収穫面積の拡大倍率（３倍）より大きい。同表では，自営ベースで経営を行なう場合の直接生産費も賃労働雇用ベースで算出されており，農場Ｉ～IVで，農場所有者＝経営者が自己労働や家族労働に依存できる場合，経営コストは同表に示された数値をはるかに下回るはずである。このことから，賃労働雇用経営がようやく成立する，経営規模約30ヘクタールの農場の経営は，必ずしも安定していたとはいい難い。

次に管理費についてみると，農場Ｖの管理費は農場VIの2.3倍であり，その増加倍率は収穫面積の拡大倍率にほぼ匹敵する。ところが，農場VIIと農場VIIIaの収穫面積は，それぞれ101ヘクタール，151ヘクタールで，両農場の規模に大きな格差があるにもかかわらず，両農場の管理費は同額である。これは100ヘクタール以上の農場では管理費の増加率は逆進的であり，このため大規模になるほど，農場経営が安定することを示すものである。

最後に１ヘクタール当りの生産費をみよう。農場Ｉ～IVでは120～135ペソ，農場Ｖ～VIIIbでは140～210ペソであり，賃労働雇用経営の方が１ヘクタール当りの生産費が高くなっている。しかし，前述のように，同表では農場Ｉ～VIIIaの１ヘクタール当りの砂糖生産量が99ピクルに固定されているが，実際には，経営規模の拡大につれて１ヘクタール当りの砂糖生産量も増加していたことを考慮に入れると，一般に，賃労働雇用ベースの方が自営ベースよりも生産性が高い，とみて間違いないであろう。以上の経営コスト，生産性の視点から判断すると，マナプラ製糖地区の割当量１万ピクル以上の農場，すなわち，甘蔗栽培を専業とする所有＝経営規模約100～150ヘクタールのアシエンダは，他の所有＝経営規模の農場よりも生産性が高く，また経営の安定度が高かったと推測され

第22表　甘蔗農場（割当量1万5000ピクル）の経営状況（1936/37作物年度）

A．固定資産額（単位：ペソ）

	Ⅷa	Ⅷb
管理人住宅	2,500	2,500
労働者用住宅 ⓐ 80～100ペソ	1,200	2,500
トラクター	4,000	4,000
トラック	—	3,000
簡易軌道	2,000	—
発電機	1,200	1,200
給水設備	150	150
農具	198	348
荷車 ⓐ 40ペソ	160	80
水牛 ⓐ 60ペソ	600	3,000
その他	200	200
合計	12,208	19,478

B．年間経営コスト（単位：ペソ）

	Ⅷa	Ⅷb
直接生産者賃金	9,251	8,528
（うち収穫用賃金）1)	(4,895)	(4,902)
肥料費	5,074	6,440
管理費	3,240	3,720
設備修理費	200	756
固定資産減価償却費2)	2,442	3,896
利子3)	711	756
地税4)	509	387
組合費	450	450
合計	21,876	24,377

（出所）Office of the President, National Sugar Board, "Memorandum in the Sugar Industry to Dr. Manuel L. Roxas, Chairman, Committee, No. 1, National Sugar Board," Manila, 1939 (unpublished), pp. 241-244 より作成。

（注）1) 原表の1ヘクタール当り収穫費から算出。2) 原表の減価償却率は年率20%。3) 利子率は年率8％。ただしここでは6カ月分のみ。4) 税率は年率，地価の0.75%。

るのである。

そこでマナプラ製糖地区のアシエンダの典型的タイプである，農場Ⅷa，農場Ⅷbに焦点をあてて，その経営コスト内訳を比較しよう。両農場の年間経営コストを算出したものが，第22表である。年間経営コストは農場Ⅷaでは約2万1900ペソ，農場Ⅷbでは約2万4400ペソとなっており，農場Ⅷbの肥料費・固定資産減価償却費が農場Ⅷaに比べて大きくなっている。これは農場Ⅷbは農場Ⅷaに比べて，高い生産性を維持していたからである。両農場の経営コストのうち，管理費がそれぞれ15%，直接生産者賃金がそれぞれ35～42%（うち収穫用労働者賃金が53～57%）となっており，管理人・監督等の俸給を含めた賃金部分が経営コストの50%以上を占め，経営コストにおける比重の大きさを示している。

こうした経営コストにおける賃金部分の比重の大きさが，アシエンダ経営の特徴を把握するうえでいかなる意義をもつのかを追求するためには，まず，賃労働者数を推計しなければならない。そこでアシエンダにおける年間の作業過程を素描し，それに基づいて，二つのアシエンダの賃労働者数を推定する。

(1) 1930年代後半のネグロス島では，収穫期は10～11月から3～4月までの6カ月間で，同期間中に臨時雇が収穫労働に従事し，常雇とその家族が整地・植付・施肥等を行なった。その後4～5月から9～10月は農閑期であり，この間に臨時雇はアシエンダに存在せず，常雇のみが1週2～3日だけ作業に従事した(注24)。

(2) 同時期の資料によると，ネグロス島の男子甘蔗農場労働者の1日当りの資金は約0.5ペソ(注25)であった。したがって1カ月当りの労働日数を25日，6カ月間の労働日数を総計150日とし，これに1日当りの賃金0.5ペソを乗じた数値で上記二つのアシエンダの収穫用賃金を除すと，各アシエンダの臨時雇は約60人となる。

(3) 次に同様の方法で常雇数を確定する。収穫期6カ月間の労働日数を1カ月当り25日，農閑期6カ月間の労働日数を1カ月当り10日とし，年

間労働日数を200日とする。これに1日当りの賃金0.5ペソを乗じた数値で，上記二つのアシエンダの直接生産者賃金から収穫用賃金を差引いた額を除すと，各アシエンダの常雇数は，農場Ⅷa が約45人，農場 Ⅷb が約35人となる。ただし，このなかには収穫労働に携わる，常雇労働者の妻や子供等も若干含まれていたと考えられる(注26)。

以上の推計から以下のことが明らかとなる。第1に，所有＝経営規模100〜150ヘクタールのアシエンダでは，約35〜45人の常雇労働者を必要とした。これは3〜3.5ヘクタール当りに1人の常雇労働者が配属されたことになる。これに対し，本節第2項で考察した，ルソン島の4教団所領の刈分小作農1世帯当りの耕作面積は，2.8ヘクタールであったことから判断すると，アシエンダ経営が資本集約的であったとはいい難い。むしろ大量の低賃金労働力(注27)に依存し，設備投資を最小限度にとどめた経営形態であろう。第2に，収穫期には，常雇労働者数を上回わる数の臨時雇労働者を必要とした。大量の臨時労働力が定期的にアシエンダに集まるためには，ネグロス島周辺に，特殊な社会経済的条件が存在したと予想される。

このようにマナプラ製糖地区の資料から，所有＝経営規模約100〜150ヘクタールのアシエンダの賃金労働者数が推計され，その経営の特徴の一つとして，低賃金労働者の大量の存在を指摘することができた。しかし，アシエンダ経営の具体的内容を同資料から引き出すことはできない。そこでその他の調査・資料等(注28)を利用して，マナプラ製糖地区のアシエンダの経営＝管理組織を図式化すると，第3図のようになる。すなわち，アシエンダには地主＝農園経営者 (hacendero—前出) を頂点として，管理層——管理人(エンカルガド＝encargado) と労働者頭 (カボ＝cabo)——が配置され，その下で直接生産者たる居住 (常雇) 労働者 (タオ＝tawo, ドゥマアン＝dumaan) と出稼ぎ (臨時雇) 労働者 (サカダ＝sacada) が生産活動に従事した。そして出稼ぎ労働者の募集および労務管理は，請負人 (コントゥラティスタ＝contratista) が担当したのである(注29)。

第3図　ネグロス島のアシエンダの経営＝管理組織

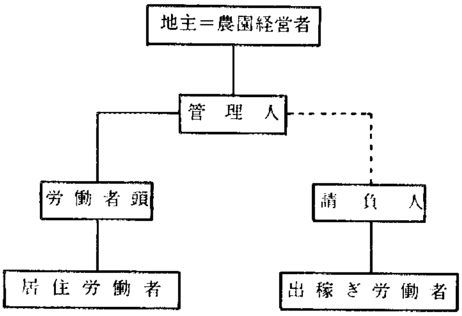

以下，各構成員別にその基本的特徴を素描する。

(1) 地主＝農園経営者のほとんどが，中国系もしくはスペイン系のメスティーソ (mestizo——フィリピン人と外国人との混血) であった。地主が農園経営を他者に委託する場合，親族関係者等が農園経営者になることが一般的であった(注30)。この場合，形式的には地主と農園経営者との名義は異なるが，実質的にはアシエンダは同一家族・親族によって所有＝経営されており，借地経営の存在は必ずしもアシエンダの所有と経営の分離を意味するものではない。

(2) 管理人や労働者頭は，一方では地主＝農園経営者と賃労働者との媒介的な存在であったが，他方，賃労働者に対する中間搾取者でもあった。その顕著な例は，管理人もしくは彼の妻が経営する農園内売店(カンティーナ＝cantina)である(注31)。というのは，農園内売店では，労働者は普通，市価の約2倍にも達する価格で食糧・日用品を購入することを強制された。また地主＝農園経営者自身

が農園内売店を所有する場合は，労働者の賃金の一部が現金で支払われるだけで，大部分は法外な価格を付けられた商品で支払われたからである。

(3) 居住労働者は普通，アシエンダから1世帯当り1戸の簡易住宅を提供された。彼らのアシエンダでの雇用条件は，収穫期と農閑期で異なっていた。収穫期には世帯主たる居住労働者のみならず，彼らの妻や子供にまで仕事が与えられたが，農閑期には労働日数が激減し，彼らは時おり，除草・畝作り，その他雑役を行なうだけであった(注32)。とくに不況期には甘蔗栽培面積が縮小され，経営コスト削減のために株出 (ratoon)(注33) が広範に行なわれたので，アシエンダの雇用条件はいっそう悪化したのである(注34)。このため地主＝農園経営者は，賃金収入削減の補償として，労働者にアシエンダで米やとうもろこし等を生産させた(注35)。

(4) 収穫期に必要とされる臨時労働に対しては，ギャング・システム (gang system) が導入された。アシエンダから出稼ぎ労働者の募集を委託された請負人は，労働者をパナイ，セブ等の臨島から集めるだけではなく，刈取り，運搬，積込みの収穫労働の一切を請負った。このため請負人は，アシエンダから出稼ぎ労働者の賃金と彼ら自身の手数料を受け取り，労働者に対して出来高給（パキアオ＝paquiao) を支払った。しかし，出稼ぎ労働者は多くの場合，定期的に賃金を受け取らなかったり，彼らが運搬した甘蔗重量の測定をごまかされたりして，正当な報酬を得ることができなかったのである(注36)。

今まで述べてきたことから，ネグロス島の賃労働雇用経営の基本的特徴をまとめると，次の3点を指摘することができる。第1に，アシエンダでは甘蔗栽培が専一的な生産活動であったこと，第2に，アシエンダ経営は，ネグロス島並びに臨島における大量の低賃金労働力に依存していたこと，さらに第2点と表裏一体の関係をもつ点として第3に，地主＝農園経営者は，新規設備投資による「合理化」志向に欠けたこと。

このように本項では，ネグロス島のアシエンダ経営の特徴を，低賃金労働力に依拠する専一的な甘蔗農園経営と位置づけた。ところで，ネグロス島で1930年代後半に，上記の特徴をもつアシエンダ経営が存立した社会経済的背景は何であろうか。さしあたり，以下の2点が挙げられよう。(1)西ネグロス州は，前述のルソン島の主要砂糖生産州と異なり糖業を唯一の産業としていた(注37)。このため，土地をもたない同州住民にとってアシエンダの居住労働者となることは，最低限の生活を確保することを意味したこと。(2)パナイ，セブ等の臨島で米やとうもろこし等を生産する自作農・小作農が，彼らの島での農閑期を利用して，副収入の確保のためにネグロス島に出稼ぎ労働者として集まったこと。彼らの島々では副収入を得るための産業がとくになく，西ネグロス州を中心に発展していた糖業は，彼らにとって格好の現金収入源を提供していたと推測されること。したがって，上記二つの条件が欠落した時，ネグロス島のアシエンダ経営は，その体質の改善を余儀なくさせられるといわねばなるまい。

以上本節では，アシエンダの所有＝経営形態をルソン島とネグロス島との比較において考察した。その結果明らかになった点は，第1に，ルソン島のアシエンダの生産活動が多角的であるのに対し，ネグロス島では甘蔗栽培を専業としていたこと，第2に，ルソン島のアシエンダでは地主・小作経営が行なわれたが，ネグロス島では賃労働雇用経営が支配的であったこと，第3に，ルソン島では，地主よりはむしろ，地主と刈分小作農との中

間介在者たる定額借地農が貸付地や小作地の経営に対し実質的イニシアティブをもっていたと思われるのに対し，ネグロス島では，地主が実質的にアシエンダの経営権を掌握していたこと，である。

このようにルソン島のマニラ周辺諸州と西ネグロス州のアシエンダの所有＝経営形態には質的差異があり，このことは，フィリピン糖業の甘蔗栽培部門と製糖部門の関係一般を考察するうえで，やや複雑な問題を提示することになった。しかし，前述のようにフィリピン糖業の支配的位置に立脚するのは西ネグロス州であり，同州の甘蔗栽培部門の中枢を握る地主＝農園経営者が，大局的には全国の農工両部門にまたがる生産活動に対し強力な発言権を有していたことは，想像に難くない。前節で述べた，分糖率改正をめぐる農工両部門間の利潤分配をめぐる抗争は，とくにネグロス島における地主＝農園経営者のイニシアティブの下で展開されたのではなかろうか。

（注１） *Census of the Philippines, 1939*, Manila, Bureau of Printing, 1940, Vol. 2, pp. 896-898.

（注２） 1938年の全国甘蔗作付面積に対する各州の甘蔗作付面積比率は，パンパンガ州12.3%，タルラク州8.0％，バタンガス州4.5％，ラグナ州3.0％，西ネグロス州42.4%，であり，同５州の他，イロイロ州4.2%，セブ州3.1％，東ネグロス州2.7％であった(Ibid., p. 1260)。ここではルソン島とネグロス島のアシエンダの存在形態を比較するために，ルソン島４州と西ネグロス州のみを取りあげる。

（注３） 「カサマ」は刈分小作農を意味するタガログ語であるが，スペイン語の「アパルセロ」(aparcero)も同様に用いられた。

（注４） Hester, *op. cit.*, p. 326 の甘蔗農場規定に基づく。

（注５） 元来がスペイン語で，フィリピンでは刈分小作農と契約して農場経営を行なう定額借地農，もしくは自ら耕作に従事する金納小作農を意味する。

（注６） 調査報告書に，Dept. of Labor, "Report of the Fact Finding Survey of Rural Problems in the Philippines Submitted to the Secretary of Labor and to the President of the Philippines," Manila, 1937 (unpublished) がある。

（注７） Pelzer, K. J., *Pioneer Settlement in the Asiatic Tropics*, New York, American Geographical Society, 1948, pp. 91-98; E・H・ジャコビー著，井上嘉丸・滝川勉訳『東南アジアの農業不安』東洋経済新報社 1957年 190〜198ページ (Jacoby, E. H., *Agrarian Unrest in Southeast Asia*, New York, Columbia University Press, 1949); Umehara, H., *A Hacienda Barrio in Central Luzon: Case Study of a Philippine Village*, Tokyo, Institute of Developing Economies, 1974, pp. 1-27; Kerkvliet, B. J., *The Huk Rebellion: A Study of Peasant Revolt in the Philippines*, Berkeley, University of California Press, 1977, pp. 1-26.

（注８） 教団所領の形成史と所有＝経営形態に関する最近の研究に，Cushner, N. P., *Landed Estates in the Colonial Philippines*, Monograph Series No. 20, New Haven, Yale University Southeast Asia Studies, 1976; Roth D. M., *The Friar Estates of the Philippines*, Albuquerque, University of New Mexico Press, 1977 がある。池端雪浦「フィリピン革命のリーダーシップに関する研究（1896年８月〜1898年４月）」（『東洋文化研究所紀要』第80冊 1980年２月）63〜86ページの教団所領に関する記述をも参照。

（注９） Dept. of Labor, *op. cit.*, pp. 15-23. ただし，住民の見解によれば，ディナルピハン農園の所有者はマニラ大司教 (Archibishop of Manila) であって，モンテ・デ・ピエダッド貯蓄銀行はそのダミーにすぎないという。Ibid., pp. 361-362.

（注10） Ibid., pp. 15-23. アメリカ統治下の近代的土地所有権確定事業については，滝川勉「フィリピン土地制度史序説」（『農業総合研究』第17巻第１号 1963年１月）44〜47ページ。梅原弘光「フィリピンにおける土地所有権確定事業に関する一考察——とくにアメリカ統治下の事業展開を中心として——」（『アジア経済』第17巻第１・２号 1976年２月）57〜71ページを参照。

（注11） Dept. of Labor, *op. cit.*, p. 16.

（注12） 本調査報告では刈分小作農を意味する言葉として，「アパルセロ」（前出）が用いられている。

（注13） 賃労働者に相当する現地語は，本調査報告

に示されていない。

(注14) 同調査はサンプル調査である。調査報告書によればリアン農園のインキリーノ数は401人，うち99人が自ら直接生産にあたる金納小作農であった。定額借地農と契約を結ぶ刈分小作農数が1188人なのに対し，農園と直接契約を結ぶ刈分小作農数はわずか133人にすぎなかった。ブエナビスタ農園のインキリーノ数と刈分小作農数は合計3888人とされている。Dept. of Labor, *op. cit.*, pp. 18, 328, 336. なおJ・S・アレン (James S. Allen) は調査報告書を引用して4農園の刈分小作農数を1万431人としているが，筆者はこの数値を直接参照することはできなかった。Allen, J. S., "The Agrarian Tendencies in the Philippines," *Pacific Affairs*, Vol. 11, No. 1 (Mar. 1938), p. 58.

(注15) 刈分小作農の収穫物取得形態は，米作の場合，収穫物をインキリーノと折半する方式がほとんどであった。甘蔗作の場合，刈分小作農は一般に，彼らが栽培した甘蔗を原料として生産された砂糖の25%を取得した(分糖率を栽培者55%，工場45%と想定すれば，インキリーノの取得率は30%となる)。Dept. of Labor, *op. cit.*, 付表による。

(注16) 彼らの収穫物取得形態は，前述のインキリーノと契約を結ぶ刈分小作農のみの場合とほぼ同一である。Ibid.

(注17) Ibid., p. 322. 調査報告書には，管理層構成員の現地語呼称は示されていない。ただし，同じタガログ語圏のヌエバ・エシハ州では，差配人は「エンカルガド」(encargado)，農場管理人は「カティワラ」(katiwala) と呼ばれた。Umehara, *op. cit.*, p. 2.

(注18) たとえば，前述の主要砂糖生産諸州(パンパンガ，タルラク，バタンガス，ラグナ，西ネグロス)の総耕地面積に対する米(籾)と甘蔗の作付面積比率は以下のとおりである。

主要砂糖生産諸州の米(籾)・甘蔗の作付面積比率 (1939年)
(単位：ヘクタール，カッコ内%)

	米(籾)[1]	甘蔗	総耕地面積
パンパンガ	53,933 (60.7)	28,256 (31.8)	88,786 (100.0)
タルラク	63,796 (73.1)	18,295 (23.0)	87,257 (100.0)
バタンガス	66,979 (63.1)	10,227 (9.6)	106,202 (100.0)
ラグナ	24,130 (28.5)	6,873 (8.1)	84,520 (100.0)
西ネグロス	62,697 (31.6)	97,281 (49.0)	198,578 (100.0)
フィリピン	1,713,685 (43.3)	229,698 (5.8)	3,953,811 (100.0)

(出所) *Census of the Philippines, 1939*, Manila, Bureau of Printing, 1940, Vol. 2, pp. 1033-1042, 1186-1188, 1260.
(注) 1) 水稲および陸稲，ただし水稲の第2期作付面積は加算されない。

(注19) Office of the President, National Sugar Board, "Memorandum in the Sugar Industry to Dr. Manuel L. Roxas, Chairman, Committee No. 1, National Sugar Board," Manila, 1939 (unpublished), p. 218. 同資料は，とくに製糖工場の財務関係資料に詳しい。

(注20) 栽培者組合資料では，割当量1～500ピクルの農場数は96に達しているのに対し，工場資料では30にすぎない(第20表)。このように両統計では，1世帯が分散的に数農場を所有するケースが多くみられる，小規模農場数の差異が顕著である。Ibid. p. 218.

(注21) Ibid.

(注22) 第I節(注16)をみよ。

(注23) 農場I～IVの事例を示せば以下のとおり。

<農場I (割当量1～100ピクル)>
年間23.62ピクルの砂糖を生産*。甘蔗栽培は副業であり，漁業とコプラ生産で主要な収入を得る。

<農場II (割当量101～300ピクル)>
年間236.49ピクルの砂糖を生産。農場所有者自ら農場を監督する。7頭の水牛と甘蔗運搬用トラック2台をもつ。農場に個人用住宅(約250ペソ)があるが，労働者用住宅はない。副業としてコプラ生産を行なう他，他農場の甘蔗の収穫・運搬を請負う。

<農場III (割当量301～500ピクル)>
年間砂糖生産量383.38ピクル。農場所有者は町役場の会計係であり，彼の妻が農場管理を担当する。固定資産として水牛7頭(耕起用)，トラック1台(甘蔗運搬の他，運搬用にも用いる)，個人用住宅1戸(約500ペソ)，労働者用住宅3戸(1戸当り約20ペソ)。

<農場IV (割当量501～1000ピクル)>
年間砂糖生産量540.52ピクル。農場経営が専業であり，農場所有者が実際に農作業に従事する。固定設備として水牛4頭，甘蔗運搬用トラック2台，個人用住宅1戸(600ペソ)，労働者用住宅1戸(30ペソ)をもつ。

* 農場で収穫された甘蔗を原料として，生産された砂糖生産量を意味する。Ibid., pp. 215-216.

(注24) Runes, I. T., *General Standards of Living and Wages of Workers in the Philippine Sugar Industry*, Institute of Pacific Relations, Philippine Council, 1939, pp. 10-11, 32-41；台湾銀行 前掲書 46～67ページ。

（注25） Runes, *op. cit.*, p. 19; 台湾銀行　前掲書 53〜55ページ。

（注26） Runes, *op. cit.*, pp. 32-41に基づく推測。

（注27） ネグロス島の甘蔗農場労働者（男子・婦女）の賃金は，ルソン島の場合よりも一般に10〜20%低かった。台湾銀行　前掲書　53〜55ページ。

（注28） Dept. of Labor, *op. cit.*, pp. 31-35, 39-44等。

（注29） ネグロス島のアシエンダ形成史並びに経営分析試論として，拙稿「19世紀後半におけるフィリピン糖業の発展——ネグロス島の甘蔗アシエンダ経営を中心に——」（『アジア経済』第17巻第10号　1976年10月）34〜53ページを参照されたい。

（注30） 主として，筆者の1977年10月と1978年5月のネグロス島における調査・見聞に基づく。

（注31） 以下，農園内売店の記述は，Dept. of Labor, *op. cit.*, p. 34 を参照。

（注32） Runes, *op. cit.*, pp. 10-13.

（注33） 収穫された甘蔗の切り株から再度発芽させる栽培方法。この方法によると，単位当りの収穫量は新植に比べて低下するが，経営コストが削減される。

（注34） このことは，1934年に約11万9000ヘクタールであったが，西ネグロス州の甘蔗作付面積は1938年になると約9万7000ヘクタールに減少し，4年間の減少率が22.4%に達したことからも，明らかであろう。U. S. Tariff Commission, *United States-Philippine Trade*, Report No. 118, Second Series, Washington, Government Printing Office, 1937, p. 50; *Census of the Philippines, 1939*, Vol. 2, p. 1260.

（注35） Runes, *op. cit.*, p. 16.　これは（注32）との関連で，従来の甘蔗作付地が他の作物の作付地に転換されたことと表裏一体をなす。

（注36） 以上の記述は，Dept. of Labor, *op. cit.*, pp. 31-33.

（注37） 本節（注18）を参照。

むすびにかえて

本稿は，アメリカ植民地時代末期1930年代後半のフィリピン糖業の生産形態の特質を析出する一つの試みであった。その課題のもとで，まず割当制度の施行形態を概観し，それをふまえて製糖工場の支配形態およびアシエンダの所有＝経営形態を考察した。本稿の基本的内容は，次の4点に整理される。

(1) 第一次大戦後からアメリカを唯一の輸出市場として発展してきたフィリピン糖業は，1929年の大恐慌後に一つの転換期を迎えた。それまで関税制度を基盤としてきたアメリカ砂糖政策が，1934年のジョーンズ・コスティガン法の制定により，割当制度をその要とするようになったからである。同法は，アメリカ本土，ハワイその他の対米砂糖輸出国に対し，生産・輸出割当を付与したものである。この結果，フィリピンの対米輸出量は毎年100万ショート・トン前後に制限されることになった。

(2) フィリピンの製糖部門は，アメリカ系資本および「民族系」——フィリピン系および土着化したスペイン系——資本によって支配されていた。アメリカ系資本の場合，本国の糖業独占資本と直接・間接の関連をもっていた。主要なフィリピン系工場は，ほとんどフィリピン国立銀行の融資を基盤として設立され，大手スペイン系工場は，土着化した二つの有力資本が所有＝経営を行なった。1930年代末に「民族系」資本の支配する製糖工場の割り当量合計は，総量の7割弱に達していたのである。このように，1930年代後半において製糖業における「民族色」は濃厚であった。

(3) 他方，甘蔗栽培部門では，アシエンダによる生産の集中が顕著であった。ただし，フィリピンの二大砂糖生産地域である，ルソン島マニラ周辺諸州と西ネグロス州のアシエンダの所有＝経営形態には以下のような質的差異があった。第1に，ルソン島諸州では，教団所領にみられるように，1000ヘクタール以上の所有＝経営規模をもつアシエンダで，地主・小作経営が行なわれた。ところ

が，西ネグロス州では，100～200ヘクタールの所有＝経営規模をもつアシエンダで賃労働雇用を基調とする経営が行なわれたこと，第2に，ルソン島のアシエンダでは，地主よりはむしろ定額借地農が貸付地や小作地の経営権をもっていたと思われるのに対し，ネグロス島では地主と農園経営者の主体は同一であったこと，である。

(4) 製糖部門と甘蔗栽培部門の接合形態を規定した制度に，分糖法があった。分糖法は，工場・栽培者間で砂糖を一定の比率でもって分配する制度であり，一般に分糖率は，栽培者50～60%，工場40～50%であった。このため，一つの製糖工場と数十から数百の甘蔗農場で構成される製糖地区では，製糖工場と甘蔗農場との「協同経営者」的関係に基づいて，砂糖生産が行なわれた。しかしながら，1930年代後半には分糖率を甘蔗栽培者に有利にするための，分糖率改正の動きが活発化した。この事実は，地主＝農園経営者を中心とする甘蔗栽培者が，必ずしも製糖業資本に従属しなかったことを裏づけるものである。

以上4点にまとめた本稿の内容から，アメリカ植民地時代末期のフィリピン糖業の構造的特質を析出すると，次のようになる。第1に，フィリピン糖業は，アメリカ植民地時代に製糖業を中心として資本主義的発展を遂げた。しかし，甘蔗栽培部門において前資本主義的諸関係が残存し，同部門の「合理化」の立ち遅れが，ひいては製糖業の発展に対する阻害的要因となったこと，第2に，こうした重層的＝複合的な生産構造が，分糖法に基づく農工両部門間の接合関係に現われたこと，である。

そして最後に，戦後フィリピン糖業との関連で付け加えるべき点は，本稿で指摘した，1930年代後半におけるフィリピン糖業の農工両部門の基本的特徴と両部門間の不均衡な接合関係が，アメリカ植民地時代の一遺産として戦後に受け継がれ，今日に至っているという事実である(注1)。本稿において，1930年代後半の糖業のなかに，1970年代後半に現出したフィリピン糖業の構造矛盾の歴史的根源を見出す所以は，これである(注2)。

（注1） 1971年の農業センサスにもとづく主要砂糖生産諸州のアシエンダ分布については，拙稿「転換期を迎えたフィリピン糖業」(『国際経済臨時増刊 ASEAN 特集』通巻194号1979年7月）131～133ページ。とくに第4，5表を参照されたい。

（注2） 1980年1月に砂糖の国際相場が1976年5月の水準に達し，ほぼ3年半ぶりの高値を記録した(*Sugar News*, Vol. 56, No. 1 [Jan. 1980], p. 1)。糖価上昇は，フィリピン糖業が不況から脱却する糸口となろう。しかし，本稿で試みたフィリピン糖業の構造的特質の分析は，好況期のフィリピン糖業構造分析論としても有効性をもち得ると筆者は判断している。

〔付記〕 本稿は，一橋大学大学院社会学研究科博士課程単位修得論文（昭和55年3月提出）をもとに，執筆されたものである。主たる第一次資料は，1977～78年の国立フィリピン大学留学中に蒐集された。

（一橋大学大学院）